## ○常総衛生組合就業規則

昭和61年3月29日 常総衛生組合規則第4号

改正 平成14年2月28日 組合規則第5号 平成19年3月30日 組合規則第2号

第1条 常総衛生組合就業規則については、常総市就業規則(昭和36年水海道市規則第5号)の例による。

第2条 この規則の第8条の2の別表第1を次のとおりとする。

別表第1 (第8条の2関係)

職務の級別標準職務表

職務	の級	標	準	的	な	職	務
1	級	自動車の運転等をする職 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による清掃業務に従 事する職 事務所内外の清掃及び雑務に従事する職					
2	級						
3	級	処理施設の管理及び自動車の運転等をする職並びに相当 の技能及び経験を有する職					
4	級						
5	級						

附則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成14年組合規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。